

生食発 0417 第 8 号
平成 31 年 4 月 17 日

各 { 都道府県知事
市 長
特別区 区 長 } 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の公布について

平成 30 年 12 月 12 日付けで水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。）が公布され、またこれに基づき、水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 31 年政令第 153 号）及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 31 年政令第 154 号。以下「改正令」という。）が本日別添のとおり公布され、改正法は一部の規定を除き平成 31 年 10 月 1 日より施行されることとなった。

改正令の内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下の水道事業者等に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏なきよう期されたい。

なお、改正法施行に伴う省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

また、施行後の水道法全般にわたっての留意事項を今後通知する予定であるので御了知いただきたい。

記

第 1 水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正

- 1 事業の休止及び廃止に際し、市町村への協議を要する地方公共団体以外の水道事業者の給水人口の基準は、給水人口が 5 千人であることとすること。（第 4 条

関係)

- 2 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第5条の3第1項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第2項第7号に掲げる事項に係る水道施設であって一定の要件に該当する水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの整備に要する費用について、国庫補助の対象とすること。（別表関係）
- 3 その他所要の改正を行うこと。

第2 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）の一部改正

沖縄振興計画に基づく事業における第1の2の費用について、国庫補助の対象とすること。（別表関係）

第3 経過措置

- 1 改正法附則第2条の政令で定める日（水道施設台帳に関する経過措置の期限）は、平成34年9月30日とすること。
- 2 改正法附則第3条の規定により読み替えられた法第25条の3の2第1項の政令で定める期間（改正法の施行の際に現に指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の有効期間）は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とすること。
 - (1) 法第16条の2第1項の指定を受けた日（以下この二において「指定を受けた日」という。）が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年
 - (2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 2年
 - (3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年
 - (4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年
 - (5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間である場合 5年

第4 施行期日等

- 1 この政令は、改正法の施行の日（平成31年10月1日）から施行すること。
- 2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。